

○古河市犯罪被害者等見舞金支給要綱

令和8年3月31日

告示第138号

(趣旨)

第1条 この告示は、古河市犯罪被害者等支援条例（令和8年条例第12号）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等に対する犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 傷害 犯罪行為により受けた負傷又は疾病のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 医師の診断により当該負傷又は疾病の療養に1箇月以上を要し、かつ、病院又は診療所への入院を3日以上要したもの
 - イ 精神疾患で、療養に1箇月以上を要し、かつ、3日以上労務に服することができないもの
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害で、被害届出が警察に受理されているもの又は被害届出を警察に提出することが困難であると市長が認めたものをいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、死亡又は傷害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の住民基本台帳をいう。以下同

じ。)に記録(以下単に「記録」という。)されていた者(やむを得ない理由により当該台帳に記録されないで市内に居住していた者を含む。)をいう。

(見舞金の額)

第3条 見舞金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該犯罪被害による見舞金の支給は、同一の犯罪被害につき1回に限るものとする。

(1) 死亡した犯罪被害者の遺族に対する見舞金(以下「遺族見舞金」という。) 30万円

(2) 傷害を受けた犯罪被害者に対する見舞金(以下「傷害見舞金」という。) 10万円

(遺族見舞金の支給対象者及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給対象となる者は、犯罪被害者が死亡した時点において、次に掲げる要件のいずれかに該当する犯罪被害者の遺族とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。別表において同じ。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項各号に該当する者が複数いる場合において、遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、同項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において父母にあつては養父母を先にし、実父母を後にする。

3 前項の規定により第1順位の遺族(以下「第1順位遺族」という)が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者(以下「遺族見舞金代表者」という。)を選任しなければならない。

4 前項の選任は、第1順位遺族の総意によるものでなければならない。

ただし、遺族見舞金代表者以外の第1順位遺族が所在不明等によりその

意思を確認等できない場合は、この限りでない。

5 遺族見舞金代表者に対して支給した遺族見舞金は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

6 遺族見舞金代表者は、遺族見舞金の申請、請求及び受領について遺族見舞金代表者以外の第1順位遺族との間に紛争が生じた場合は、遺族見舞金代表者の責任及び負担において解決しなければならない。

(傷害見舞金の支給対象者)

第5条 傷害見舞金の支給対象となる者は、傷害を受けた犯罪被害者本人とする。

(支給の制限)

第6条 市長は、次に掲げる場合は、見舞金を支給しない。

(1) 死亡又は傷害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。)と当該犯罪行為の加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があったとき。

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

イ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。)

ウ 三親等以内の親族(ア及びイに掲げる者を除く。)

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行、脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたとき。

イ 古河市暴力団排除条例(平成23年条例第32号)第2条第2号から第

4号までのいずれかに該当するとき。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情により見舞金の支給が相当と認めるときは、見舞金を支給することができる。

(遺族見舞金の支給の調整)

第7条 傷害見舞金の支給を受けた犯罪被害者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、遺族見舞金の額は、当該傷害見舞金を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、第4条第3項の規定により選任された遺族見舞金代表者。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。）は、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

(1) 遺族見舞金申請者に応じて別表に定める書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 遺族見舞金申請者が遺族見舞金代表者である場合は、遺族見舞金申請書に遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）を添付しなければならない。

(傷害見舞金の支給申請)

第9条 傷害見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者（第2号において「傷害見舞金申請者」という。）は、傷害見舞金支給申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 傷害を負った日、療養に要する期間及び傷害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(2) 傷害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者が本市の住民基本台帳に記録されていることを証する書類（やむを得ない理由により当該台帳に記録されないで市内に居住している者にあつては、当該犯罪行為が行われた時点において、市内に居住していたことを証する書類）

(3) その他市長が必要と認める書類

（支給申請の期限）

第10条 見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

（支給決定等）

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請を受けたときは、その内容を精査し、速やかに支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、遺族見舞金・傷害見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（見舞金の請求）

第12条 前条第2項の規定により見舞金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、見舞金を請求しようとするときは、遺族見舞金・傷害見舞金請求書（様式第5号）により市長に請求しなければならない。

（見舞金の支給決定の取消し等）

第13条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支給した見舞金の返還を求めるものとする。

(1) 第6条に規定する支給の制限に該当するとき。

(2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消し、又は既

に支給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、見舞金支給決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（報告等）

第14条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等及び医療機関その他関係者に照会し、必要な事項の報告を求めることができる。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後の犯罪行為により犯罪被害者となった者について適用する。

別表（第8条関係）

遺族見舞金申請者	必要書類
1 第4条第1項第1号に該当する者	(1) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類 (2) 死亡の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者が本市の住民基本台帳に記録されていたことを証する書類（やむを得ない理由により当該台帳に記録されないで市内に居住している者にあつては、当該犯罪行為が行われた時点において、市内に居住していたことを証する書類） (3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を証する書類 (4) 事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である事実を証する書類（当該事情にあつた者に限る。）
2 第4条第1項	(1) 第1項第1号から第3号までに掲げる書類

第2号に該当する者	(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証する書類 (3) 第1順位遺族であることを証する書類
4 第4条第1項第3号に該当する者	(1) 第1項第1号から第3号までに掲げる書類 (2) 第1順位遺族であることを証する書類

備考 一の書類に各号に掲げる情報が記載されている場合は、当該書類の提出をもって足りるものとする。

様式第1号（第8条関係）

（表）

年 月 日

古河市長 宛て

申請者 住 所
氏 名 ㊟
（自署又は記名押印）
電話番号
犯罪被害者との続柄

遺族見舞金支給申請書

古河市犯罪被害者等見舞金支給要綱第8条の規定により、次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
犯罪行為が行われた場所		
犯罪被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時点の住所	古河市
	死亡年月日	年 月 日
犯罪被害の発生状況		
犯罪被害者と加害者との親族関係の有無（※）		
第1順位遺族と加害者との親族関係の有無（※）		
死亡前の傷害見舞金の支給の有無		有 ・ 無
取扱警察署 （被害届出受理番号）		（ 都道府県 警察署 年 月 日 第 号）
備 考		

(裏)

【同意確認事項】

犯罪被害の発生状況等、当該申請に関して必要な事項について、古河市長が関係機関等及び医療機関に確認、提供等を行うことに同意します。

年 月 日

氏 名

(自署又は記名押印)

※「犯罪被害者と加害者との親族関係の有無」及び「第1順位遺族と加害者との親族関係の有無」の欄について、該当する場合は、それぞれ犯罪被害者又は第1順位遺族から見た続柄を御記入ください。

《添付書類》

- 1 遺族見舞金申請者に応じて別表に定める書類
- 2 その他市長が必要と認める書類 ()
- 3 遺族見舞金代表者選任届(様式第2号) ※第1順位遺族が2人以上あるときに限る。

年 月 日

古河市長 宛て

届出者 住 所
氏 名 ㊟
(自署又は記名押印)
電話番号
犯罪被害者との続柄

遺族見舞金代表者選任届

私は、遺族見舞金の支給対象となる第1順位遺族を代表し、当該見舞金の申請、請求及び受領をする者（以下「遺族見舞金代表者」という。）に選任されたことを届け出ます。

なお、遺族見舞金の申請、請求及び受領について私以外の第1順位遺族との間に紛争が生じた場合は、私の責任及び負担において解決します。

私（私たち）は、上記の者が遺族見舞金代表者であることを認めます。

第1順位遺族の氏名（自署）	犯罪被害者との続柄	住 所

遺族見舞金の支給対象となる第1順位遺族のうち、次の者については、その意思を確認等することができないことから、その理由を届け出ます。

第1順位遺族の氏名	犯罪被害者との続柄	住 所	理由

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
(自署又は記名押印)
電話番号

印

傷害見舞金支給申請書

古河市犯罪被害者等見舞金支給要綱第9条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為が行われた場所		
犯罪被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時点の住所	古河市
犯罪被害の発生状況		
犯罪被害者と加害者との親族関係の有無（※）		
負傷又は疾病の状態	別添書類のとおり	
取扱警察署 (被害届出受理番号)	都道府県 警察署 (年 月 日 第 号)	
備 考		
【同意確認事項】 犯罪被害の発生状況等、当該申請に関して必要な事項について、古河市長が関係機関等及び医療機関その他の関係者に確認、提供等を行うことに同意します。 年 月 日 氏 名 (自署又は記名押印)		

※「犯罪被害者と加害者との親族関係の有無」の欄について、該当する場合は犯罪被害者から見た続柄を御記入ください。

《添付書類》

- 1 傷害を負った日、療養に要する期間及び傷害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
- 2 傷害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者が本市の住民基本台帳に記録されていることを証する書類(やむを得ない理由により当該台帳に記録されないで市内に居住している者にあつては、当該犯罪行為が行われた時点において、市内に居住していたことを証する書類)
- 3 その他市長が必要と認める書類 ()

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



遺族見舞金・傷害見舞金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった遺族見舞金・傷害見舞金については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 支給する。

(1) 支給決定額 金 円

(2) 見舞金の種類

2 支給しない。

理由

年 月 日

古河市長 宛て

請求者 住 所
氏 名 ㊟
（自署又は記名押印）
電話番号

遺族見舞金・傷害見舞金請求書

古河市犯罪被害者等見舞金支給要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。
なお、指定する口座に振り込まれたときは、受領したものと認めます。

請求金額（※）		円
遺族見舞金・傷害見舞金 支給決定通知書の番号等		年 月 日付け 第 号
見 舞 金 の 振 込 先	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※「請求金額」の欄には、遺族見舞金・傷害見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）の見舞金の額を御記入ください。

様式第6号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



遺族見舞金・傷害見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定しました遺族見舞金・傷害見舞金
については、次の理由により、その決定を取り消すこととしましたので通知します。

また、既に支給した見舞金 円については、年 月 日までに返
還してください。

理由